

徳島県告示第四百八十七号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和元年十一月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 入札に付する事項

1 委託業務名及び数量

徳島県立博物館新常設展構築業務 一式

2 委託業務の内容等

仕様書のとおり

3 業務委託期間

徳島県議会の議決のあった日から令和三年七月三十一日（土曜日）まで

4 業務の実施場所

徳島市八万町向寺山

徳島県立博物館

二 入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請等について

1 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次の（一）から（八）までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

（一） 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

（二） 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査を受け資格を有すると認められている者であること。

（三） 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

（四） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

（五） 会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

（六） 入札説明書及び仕様書の交付を受けた者であること。

（七） 次の（1）又は（2）に掲げる要件を満たしている者であること。なお、博物館とは資料の収集機能、保管機能及び展示機能を有する施設をいい、そのうち、総合博物館は人文系及び自然系の両分野にわたる資料を扱うもの、人文系博物館は考古、歴史、

民俗、美術に関する資料を扱うもの、自然系博物館は動物、植物、地学に関する資料を扱うものをいう。ただし、科学館、水族館、動植物園及び美術館を除く。

(1) 日本国内における国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人が設置した総合博物館において、実物資料、造作、造形、グラフィック、映像・音響機器等を用いる常設展に係る工事又は展示製作業務委託（以下「展示工事等」という。）を、元請業者（共同企業体の構成員（出資比率二十％以上に限る。）として受注した場合を含む。以下同じ。）として平成二十一年度以降に施工した実績を有すること（展示面積一、五〇〇平方メートル以上の施設の実績に限る。）。

(2) 日本国内における国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人が設置した人文系博物館及び自然系博物館の双方において、展示工事等を元請業者として平成二十一年度以降に施工した実績を有すること（人文系博物館及び自然系博物館の双方において、展示面積一、五〇〇平方メートル以上の施設の実績に限る。）。

(八) (七)の展示工事等(2)にあつては人文系博物館又は自然系博物館のいずれか一方で可とする。( )において、現場代理人又は主任技術者を務めた者を、この業務委託において現場代理人又は主任技術者として専任で配置できること。

## 2 1の(二)に規定する資格審査の申請の方法

1の(二)の資格を有していない者は、「一般競争入札参加資格申請書」（管財課において配布された様式又は徳島県ホームページからダウンロードした様式を使用すること。）( )に必要書類を添付して、管財課へ提出しなければならない(申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。 )。資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

(申請先)

郵便番号七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

電話 〇八八 六二一 二〇六六

## 三 入札説明書、仕様書及び設計図書の交付について

### 1 交付場所

(一) 入札説明書及び仕様書

徳島県ホームページ及び「七 問い合わせ先」に示す場所で交付する。

(二) 設計図書

入札説明書に示す入札参加資格確認申請書等の提出を受領した後、徳島県よりデータを記録した媒体を送付する。

### 2 交付期間

令和元年十一月八日（金曜日）から同月二十二日（金曜日）まで（休館日となる月曜日を除く。）の午前九時三十分から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

## 四 入札手続等について

1 入札及び開札執行の日時及び場所

(一) 日時

令和元年十二月二十日(金曜日)午後一時三十分

(二) 場所

徳島市八万町向寺山

徳島県立二十一世紀館三階会議室

(三) 郵送(書留郵便に限る。)による場合の入札書及び入札内訳書の提出期間及び宛

先

(1) 提出期間

令和元年十二月六日(金曜日)から同月十九日(木曜日)までに必着のこと。

(2) 宛先

郵便番号 七七〇 八〇七〇

徳島市八万町向寺山

徳島県立二十一世紀館総務課総務担当

2 入札の方法等

(一) 入札書に記載する金額

(1) 入札金額は、本件委託業務に係る全ての諸経費を含め、見積もるものとする。

(2) 入札金額は、アラビア数字により記載し、訂正してはならない。

(3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に

相当する金額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札書及び入札内訳書の提出

(1) 入札書及び入札内訳書の提出は、持参又は郵送による。

(2) 郵送による場合は書留郵便とし、1の(三)の(1)に記載の提出期間内に必着のこと

(3) 郵送に当たっては、二重封筒とし、入札書及び入札内訳書を内封筒に入れて厳

封の上、当該封筒には入札者の氏名又は名称及び「徳島県立博物館新常設展構築業務入札書在中」と朱書きすること。また、外封筒にも「徳島県立博物館新常設展構築業務入札書在中」と朱書きすること。

3 入札保証金

免除

4 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とする。

(一) 二に規定する入札参加資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到着しない入札又は郵便入札の場合であつて

封書の表面に「徳島県立博物館新常設展構築業務入札書在中」の朱書きがなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名押印のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札

(1) 鉛筆その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの

(2) 金額をアラビア数字以外で記載し、又は訂正したもの

(3) 「委託業務名」で委託業務名及び数量の記載のないもの、又は記載を誤ったもの

(4) 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの

(5) 使用の印鑑を誤ったもの

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

## 5 落札決定

有効な入札書を提出し、かつ、入札説明書に示す提出書類の審査の結果、入札公告及び入札説明書に示した業務委託内容を調達できると認めたと入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。

落札となるべき同価の入札を行った者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

## 五 契約の締結について

### 1 契約の締結

(一) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要するものとする。

(二) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して八日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。

### 2 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県立二十一世紀館総務課総務担当

徳島市八万町向寺山（電話 〇八八 六六八 一三六九）

### 3 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 4 契約保証金

落札者は、1の(二)の契約を締結する前に、徳島県契約事務規則（昭和三十九年徳島県規則第三十九号）第六条に定めるところにより、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納付し、又はその納付に代わる担保を提供しなければならない。

## 六 その他

一から五までに定めるもののほか、入札参加資格確認申請書、仕様書等に関する質問、支払条件その他の入札について必要な事項は、三に示す入札説明書に記載している。

## 七 問合せ先

郵便番号 七七〇 八〇七〇

場所 徳島市八万町向寺山

連絡先 徳島県立二十一世紀館総務課総務担当

電話番号 〇八八 六六八 一三六九

フタクシミリ 〇八八 六六八 七一九六  
メールアドレス nijuisseikan@pref.tokushina.jp

## ハ Summary

- 1 Description and quantity of the products being purchased:  
Project to recreate the permanent exhibitions of the Tokushima Prefectural Museum
- 2 Period for the Submission of Bids  
Hand delivered submissions: December 20<sup>th</sup> 2019 1:30 pm  
Submissions by mail: Must be delivered December 6<sup>th</sup> 2019 to  
December 19<sup>th</sup> 2019
- 3 For further information, please send all enquiries to the following address:  
Tokushima 21st Century Cultural Information Center  
Mikouterayama Hachiman-cho<sup>1</sup> Tokushima City<sup>2</sup> Tokushima Prefecture  
770-8070<sup>3</sup> Japan  
Tel : 088-668-1369